

最上消費生活センターよりお知らせ

令和5年9月吉日

架空請求

心当たりのない請求は無視！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター《ケロちゃん》

事例1

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届いた。電話をしたら、**弁護士を名乗る者**を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて**取り下げ料10万円**を支払った。

△ここがポイント！

●連絡はしないこと！

- 個人情報知られ、その情報をもとにさらに金銭を要求される可能性があります。
- 未納料金を請求されても、心当たりがなければ決して連絡してはいけません。

●架空請求は、電話・ハガキ・封書・メールなど様々な手段で消費者を狙ってきます。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社もしくは運営会社側から、
.....
.....

書面での通達となりますのでプライバシー保護のため、ご本人様からご連絡いただきませうようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 ××年××月×日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関×××××

取り下げ等のお問い合わせ窓口
03-×××××××

事例2

20年前、電話勧誘をきっかけに『ビデオ教材』と一緒に、教材の販売会社が運営する複合サービス会員になった。旅行やホテルでVIP待遇が受けられるというものだったが、利用することがないので、1年後に退会した。

ところが昨日、当該事業者から『裁判手続き開始通知書』と朱書きされた封書が届いた。中には2年分の会費として75600円の払込用紙が入っており、支払期限は1週間後となっている。当時間違わず退会しているので、請求には納得できない。

△ここがポイント！

- 不当請求、請求の時効を迎えている可能性が高いと考えられます。
- 事業所からの通知、契約当時の関係書類、振替口座の通帳等を用意して、消費生活センターへ！

こんなハガキ・封書が届いたら...

- ①**まずは「無視する」**
- ②**間違っても「連絡しない」**
- ③**不安なときは「聞いてみる」**



裁判所からの「訴状」？
—特別送達について—



事例3

裁判所からとみられる「訴状」と書かれた手紙が届いた。サイト料金の未納分を支払うように書かれていたが、サイトを利用した覚えも訴えられる覚えもない。

△ここがポイント！

- 封筒の表に「訴状」と書かれていた場合、これは裁判所から送られてきたものではありません。
- 裁判所からの重要な通知は「特別送達」という特別な郵便により配達され、郵便受けに直接投げ込まれるようなことはありません。

最近テレビでよく見かける
こんなCMも、
ちょっと気になりますね…



事例4

最近テレビで、「あなたも過払い金があるかも。相談してください」というCM(コマーシャル)が流れるけど、借金をしたことがある人は、過払い金が戻ってくるのかな？

△ここがポイント！

- 『過払い金』とは、貸金業者に払いすぎたお金(利息)のことです。
- 13年前の法改正により、2010年(平成22年)6月18日以降の取り引きでは、過払い金が発生することはなくなっています。
- 過払い金が発生するのは、2010年(平成22年)6月17日以前の一部の取り引きのみです。
- 完済から10年がたつと時効が成立し、過払い金の返還に依じてもらえません。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 9:00～17:00

※消費者ホットライン「188」でもOK!

消費者トラブルの
相談や、消費生活出
前講座のお申し込
みはこちらまで!